

提供日 2024/05/10
タイトル 5月14日から20日はギャンブル等依存症問題啓発週間
です
担当 健康福祉部 障害者支援局障害福祉課
連絡先 精神保健福祉班
TEL 054-221-2920



ギャンブル等依存症対策基本法第10条において、国民の間に広くギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深めるため、毎年5月14日から20日の期間はギャンブル等依存症問題啓発週間と定められています。

身の回りにお悩みの方がいらっしゃいましたら、一人で悩まず、まずは相談機関へ相談してみてください。

1 ギャンブル等依存症問題週間

令和6年5月14日（火）から5月20日（月）まで

2 依存症相談窓口

(1) 全国（依存症対策全国センターホームページ）

・URL

<https://www.ncasa-japan.jp/you-do/treatment/treatment-map/>

・QRコード



(2) 県内

- ・静岡県精神保健福祉センター 054-286-9245
- ・静岡市こころの健康センター 054-262-3011
- ・浜松市精神保健福祉センター 053-457-2709

3 県の取組

- ・ポスターの掲示や県庁本館正面入口で啓発用看板の設置
- ・公営競技場等に依存症リーフレットの配布
- ・ゲーム障害・ネット依存対策ワークショップの開催

<参考> 第2期静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画

○計画期間：令和6年度～8年度

○重点目標：

- ・学齢期の段階からギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及を徹底し、将来にわたるギャンブル等依存症の発症を予防
- ・ギャンブル等依存症に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備